

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成29年10月1日作成)

法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
根拠条項	第17条第1項
許認可等の種類	幼保連携型認定こども園の認可
法令の定め	第17条第1項 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）等に定める基準を満たしている場合に認可する。
標準処理期間	総期間 150日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 30日・丹（各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課） 協議機関 90日・丹（市町村、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課） 処分機関 30日・丹（各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課）
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援係 (電話番号：011-204-5236)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)